

伊勢原市健康づくり推進条例(案)のパブリックコメント実施結果について

▼意見募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)まで

▼周知方法

広報いせはら9月1日号、くらし安心メール、市公式LINE、市ホームページ

▼閲覧場所

健康づくり課窓口、市役所1階ロビー、図書館、いせはら市民活動サポートセンター、市内公民館、市ホームページ

▼提出意見数

43 件 (6名)

▼条例(案)への意見と対応方針について(別紙のとおり)

[対応区分]

A:ご意見を踏まえ、条例案に反映するもの (5件)

B:ご意見の趣旨が既に条例案に反映されているもの (0件)

C:今後、施策や事業の参考とするもの (2件)

D:ご意見として承ったもの (36件)

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
1	制定の背景	<p>「理念は計画の改訂に左右されず、…」との記載があり、「計画の改訂」という表現が使用されていますが、ここでは、理念の見直しということを意図して、計画を改める場合を想定しているので、「計画の改定」とした方が良いと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広辞苑などによると <p>「改定」=従来のきまりなどを改め定めること。 (条文の改定、運賃改定など広く一般的) 「改訂」=書物や文書などの欠点を直すなど、内容を改めること。 (教科書の部分的改訂、辞書の改訂、改訂版) ・理念の見直しということを意図した場合、理念だけを見直すことは想定されないため、部分的な見直しの「改訂」ではなく、全体的な見直しであると思われることから、「計画の改定」とした方が、分かりやすいと思います。</p>	D	<p>・健康いせはら21計画について、5年ごとの見直しの際には、その理念も再考していくことから、全体的な見直しに伴う「計画の改正」がより正確であると考えます。</p> <p>今後は、言葉の表現についての選択を十分に考慮し、より分かりやすい表現とするよう努めてまいります。</p>
2	制定の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条 条例の目的においても、「健康づくりに関する基本理念を定める」とされていますが、「健康づくりの理念」については、十分議論する必要があると思います。 ・近年の医学の進歩はめざましく、10年前の常識が覆ることさえもあり得ます。そうした中、健康づくりに関する考え方も、当然変化するものであり、計画の改定等の機会に、「健康づくりの理念」を見直すことは、必要なことと思われます。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が条例で定める「基本理念」は、市民と共有する健康づくりの土台となる普遍的な方向性を示すものであり、短期的な計画の変更によって左右されるべきではないという考えがございます。これは、市民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる社会の実現に向けた、変わらない方向性を示すことを意図しています。しかしながら、ご指摘のとおり、医学の進歩や社会の変化は著しく、それに伴い健康づくりのあり方も多様化・高度化しています。このような変化を捉え、より実効性のある健康づくりを推進していくためには、時代に即した視点を取り入れることも不可欠であると認識しています。 ・今後の計画改定期には、計画に掲げる基本理念は都度見直してまいります。今回は、その計画の土台となる条例制定を進めており、その条例が時代に沿わないものとなったときには、条例の改正を検討してまいります。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

No.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
3	制定の背景	<p>・今後、計画の改定時に、時の為政者によって、この理念が変わることがないように、条例を制定するという趣旨と思われますが、それでは、時代の流れにより変化する様々な概念に対応できない「理念」となる可能性があります。</p> <p>・また、「市民の意見を反映しながら理念を明確にする」とされていますが、そうであれば、この条例案を作成する過程において、様々な立場の市民の意見を反映する場を設けた方が良いと思います。</p> <p>・7月31日の部長会議において、「健康づくり推進条例において、エビデンスに基づいた健康施策に取り組んでいく。」との方針が、市長から示されている（市ホームページ部長会議の結果概要）と思いますが、医学の進歩に伴い、新たな研究や知見の追加により、エビデンスが更新されることもあり、EBM（Evidence-Based Medicine 根拠に基づく医療）も、更新していくことがあり得るという視点で考えると、健康づくりに係る理念を固定化するのではなく、計画の改定時に理念を見直すということには、何ら問題はないものと考えます。</p> <p>・市民に対して、「健康づくりの理念」を示すためなどを理由にして、市の条例を制定することには、非常に違和感があります。</p>	D	<p>・条例案を制定するに当たり、パブリックコメントにより、市民の意見を伺うこととしました。</p> <p>・本市が条例で定める「基本理念」は、市民と共有する健康づくりの土台となる普遍的な方向性を示すものであり、市や市民の「ルール」の役割を持ち、計画はその条例の具体的な目標や方針を示す「指針」の役割を持つと考えます。これまで、この土台となる「ルール」がない中で、「指針」を定めており、調和がとれていたかったと考えます。このため、健康づくりの理念を示すために、条例を制定することを進めています。</p>
4	制定の背景	<p>・この条例を制定することにより、何が変わのか、何が充実するのか、どのようなメリットがあるのか、市民にとっては、非常に関心のあるところであります、条例を制定したことによる成果が、市民から問われることになります。</p> <p>・理念についてのみが、条例制定の背景として語られていますが、誰のための条例なのかを考えた場合、新たな条例を制定することについて、制定の理由がそれだけでは、市民から理解を得ることは、難しいと思います。市民主体による検討であることが、望まれます。</p>	D	<p>・基本理念を条例として明文化することで、市民の健康を第一に考えるという市の姿勢が変わることはなく、長期的な視点での健康づくりが推進されます。</p> <p>・また、これまでの健康増進事業は、市からの発信や市主催の事業が主であり、市民の健康増進の推進には限界があると捉えています。</p> <p>・この条例により、健康づくりの目標や方向性が明確になり、医療機関はもちろん、地域団体や事業所等の力を借りできることを期待しています。</p>

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

No.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
5	制定の背景	<p>・そして、条例を制定すること自体が、目的となってしまっては、本末転倒であると批判されてしまいます。</p> <p>・自治体が、健康づくり施策を推進するにあたり、様々な立場の人に協力・参加していただくためには、計画や施策内容を検討する段階から、市民等に参画していただくことが重要です。制定の背景にも、「市民の意見を反映しながら理念を明確にする」との記載があります。</p> <p>・なお、意見の反映においては、市民だけでなく、連携・協働において重要な役割を果たしていただく各機関や団体(地域団体、事業者、保健医療関係者、教育機関等)からの御意見も、十分反映すべきと考えます。</p> <p>・県内他市(相模原市)においては、「健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会(外部検討組織・諮問)」や「(仮称)健康づくり推進条例検討会議」などからの意見の反映以外にも、オープンハウスイベントの開催により、市民の意見を伺い、条例(案)の作成に反映されたようです。</p> <p>・本市においては、今回の条例(案)作成にあたっては、どのような方法により、様々な立場の人の意見を反映されたのでしょうか。お尋ねいたします。</p>	D	<p>・地域団体からは、条例に対して、団体が実施している各事業についての掲載を希望するなどのご意見をいただいております。</p> <p>・保健医療関係者(医師会、三師会など)からは、条例制定に市の姿勢が示せるなど好意的なご意見をいただいております。</p> <p>・オープンハウスイベントなどの開催は予定していませんが、今後も事業開催時にも市民に本条例を周知しながら、御意見を伺ってまいります。ご意見は計画改定時に反映させていただきます。</p>
6	制定の背景	伊勢原市のホームページを拝見すると、この条例(案)について、市民からの意見聴取(パブリックコメント)というこの段階において、8月15日の部長会議で、教育長から、「教育機関等の役割」について、事前に別途調整するようにとの指示がされており(市ホームページ部長会議の結果概要)、教育機関等との間においては、今後において、事後調整される予定であることがわかります。	D	パブリックコメントは、市民の皆様をはじめ、幅広い方々からご意見をいただくことで、条例案をより良いものにするための重要なプロセスであると認識しています。そのため、特定の団体との事前調整の有無にかかわらず、パブリックコメントでいただきました皆様からのご意見の内容を精査し、今後の条例案の検討に反映させていただきます。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		その他の役割が規定されている各機関や各団体等に対しても、パブリックコメント実施後に、事後調整されるということになるのでしょうか。		(前頁)
7	前文	「平均寿命との差の縮小」→「個人のありのままの人生享受」について 平均寿命より長生きする方もいるし、病気や事故などで平均寿命まで生きられない人生も受け入れて欲しい。	D	・「個人のありのままの人生享受」を前提として、その上で健康寿命の延伸と平均寿命との差の縮小により、自分らしい生涯を過ごすことができるよう、健康づくりをめざしてまいります。
8	前文	・「急速な少子高齢化の進行による要介護者数や医療費の増加」とありますが、「少子化の進行と要介護者数や医療費の増加」には、どのような関連性がありますか。	D	・人口比率が若い世代よりも高齢世代が高く、医療費等の増加につながっていると考えています。
9	前文	・「すべての市民」としても、正しい表現であるとは思いますが、それぞれ健康状態も様々で、年齢も様々であるので、「疾病や障害の有無にかかわらず」や「乳幼児から高齢者まで」などの文言を加えることにより、より多くの人の心に届くと思います。	A	・ご意見のとおり「すべての市民が疾病や障害の有無にかかわらず」に修正します。
10	前文	「地域での活動が社会環境や生活環境の改善につながるよう、市全体で健康づくりに取り組むことも重要です。」とありますが、社会環境や生活環境の改善と健康づくりには、どのような関連性がありますか。直接的な関連性でないため、少し補足の説明が必要と思われます。	A	・ご意見を踏まえ「地域での活動が、健康づくりのできる環境改善につながるよう」と修正します。
11	前文	・「健康づくりを市、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び教育機関等と連携、協働により進めていく気運の醸成が必要です。」とありますが、気運の醸成のための関連イベントの開催や強化月間の実施、健康づくり推進体制の強化など、この条例には規定がありません。	C	・ご提案いただきました「関連イベントの開催や強化月間の実施、健康づくり推進体制の強化」などにつきましては、今後、検討していくべきものと捉えております。これまでのイベント等の開催では、健康に関心をお持ちの方の参加が主となっておりました。イベントを開催し来ていただくのではなく、市から事業所等に出向いての事業に更に力を入れてまいりたいと考えております。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		それぞれの役割を規定するのみでは、連携、協働により進めていく気運を醸成することは、難しいのではないかと思われます。		(前頁)
12	第2条 定義	・ここでは、「健康づくり」の定義がされていますが、第2章の表題は、「心身の健康づくり」とされ、第2条の定義とは異なった表現が用いられています。文言を統一するか、定義の記載の内容を追加するかなどのご対応をされると良いと思います。	A	・ご意見を踏まえ、第2条(1)健康づくりを「こころと身体の」を「心身及び歯と口腔の」と修正します。
13	第3条 基本理念	「債務と役割」→「可能な役割」	D	・No.12と同様にご配慮いただいた結果かと感じております。同時に、市には責務があると考えております。
14	第3条 基本理念	・「基本理念」において、市民一人ひとりが、健康づくりに主体的に継続的に取り組むという、健康づくりにおける基本的な考え方が、欠如しているように思います。 ・また、①市民一人ひとりが主体的に継続的に取り組むことと、②連携・協働による健康づくりを推進することを、一つの文に表すのではなく、項目を分けて記載しては如何でしょうか。	D	・市民一人ひとりが、健康の保持及び増進を図り、市全体で健康づくりを推進することが重要です。前文では、市全体での健康づくりのために、市、市民、地域団体、事業者等との連携、協働による機運の醸成が同時に必要であることを唱っているため原案のとおりとします。
15	第4条 市の責務	「しなくてはならない」→「していく」市の職員も人間、追い詰めでは健康を保てない。「どうすれば出来るか?」と考え発信していく場であって欲しい。	D	・市の職員は、責務を負いながら、市民の健康づくりの推進について「どうすれば出来るか」を考えて、今後も取り組んでまいります。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
16	第4条 市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務が、非常にシンプルで、単純化されすぎているのではないかと思われます。 ・連携や協働を謳うのであれば、市民や地域団体、事業者等に対する情報提供や意見聴取など、市の責務は、他にも様々あると思います。 	D	・ご指摘の点は、「前条に定める基本理念にのっとり」に、包括しています。
17	第5条 市民の役割	<p>「積極的に地域社会との交流を進めるように努めるものとする。」 →1人でも人生を楽しめる者はダメなのか?と思われる表現。</p>	D	・高齢者の孤立と死亡リスクは相互関係が深いとされています。 1人でも人生を楽しめることは素晴らしいと考えますが、地域社会との交流も可能な範囲で持っていただくことが健康づくりにつながると考えています。
18	第5条 市民の役割	<p>「指導若しくは治療を受けるよう努めるものとする。」 →医療費、薬代の増加に繋がらないか?市と医療機関との関係を疑われる表現ではないか?</p>	D	・必要な指導や治療は、疾病の早期発見・早期治療を促し、重症化の予防と生活の質の向上につながると考えております。これは、市民の健康や幸せにつながるとともに、医療費負担の軽減にもつながるものと考えております。
19	第5条 市民の役割	<p>・乳幼児から高齢者までが対象であり、健康状態も様々で、それぞれが取り組むことができる健康づくりも異なる状況において、健康づくりのための市民の役割として、一律に「積極的に地域社会との交流を進める」とされることに、違和感のある人も多いと思われます。</p>	D	地域社会との交流を可能な範囲で持っていただくことが健康づくりにつながると考えています。ただし、地域社会との交流が負担と感じられる市民もいられることは常に考慮したいと考えています。
20	第5条 市民の役割	<p>・伊勢原市のホームページでは、「かかりつけ医」とは、身近にいる地域のお医者さん。私たちの日常の健康管理や初期の治療をしてくれる。と解説されており、「かかりつけ歯科医」とは、継続的に口の中の状態を確認してくれる歯医者さん。虫歯や歯周病の予防・早期発見をしてくれる。と解説されています。</p>	D	・市としては、かかりつけ医等をお持ちいただくことは重要であると考えていますが、まずは、自分自身の健康状態を把握していただくため健診を受けていただきたく、現在の記載順とさせていただきます。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医による健康診査等が実施されることや、かかりつけ歯科医による歯周病検診が行われることを考えると、まずは、「①かかりつけの医師、歯科医師及び薬局を持つように努め、必要に応じて相談し、又は指導若しくは治療を受けるよう努める」ことを優先度第一に位置付け、年に1回程度の「②定期的に健康診査、がん検診、歯周病検診等を受けることにより自らの心身の状態を把握する」は、その後に記載した方が、理解しやすいと思います。 		(前頁)
21	第6条 地域団体の役割	「積極的に」→「共に楽しく」	A	ご意見を踏まえ、「市と協働し積極的に、楽しみながら」と修正します。
22	第6条 地域団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> 第2条の定義では、「(3)地域団体 市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。」とされていますが、第6条では、「健康づくりを目的とした地域団体」とされました。 実際に、どのような団体を指すのか、分かりやすいように、統一された方が良いと考えます。 	A	ご意見を踏まえ、第2条の定義(3)地域団体を「市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において健康づくりを目的とした活動を行うものをいう。」と修正します。
23	第7条 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 第2条において、「事業者」とは、市内において事業活動を行うものをいう。と定義されています。また、昨今の情報通信技術の進展に伴い、様々な形態の事業活動が営まれています。 そうした中、本市の条例では、従業員等の健康管理や職場環境の整備という範疇を超えて、「市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるもの」という努力義務が、事業者の役割とされました。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策へ協力については、「市が作成・配布する健康づくりに関するポスター等を職場に掲示していただくことや 現在、市では市内の「事業者」に訪問し、事業を展開しております。その訪問や事業の展開に協力いただける事業者を増やしていくければと考えております。 また、市内の事業所は、多くの市民を雇用しています。そうした中で、事業者が、従業員の方々の健康管理や職場環境の整備に努めていただくことで、市民の健康意識の向上につながる考えております。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくりとして、事業者の協力を求めることは、一定程度理解できますが、市の施策に協力するとは、どのようなことを想定していますか。それを事業者の役割とすることは、各事業者の理解を得ることができるものでしょうか。 ・一方、「市民の定義」は、「市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。」とされており、市内事業所等に通勤する人たちが、市民としての役割を担うことで、十分なのではないかとも考えます。 		(前頁)
24	第8条 保健医療関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「保健医療関係者は、自らの業務において、」としながら、「配慮する」にとどめられており、情報の普及啓発については、「努める」とされています。 ・自らの業務においてとしながらも、配慮するまでにとどめたのは、どのような理由でしょうか。 	D	・保健医療関係者が関わっている市民は多様な課題を抱えられていますので、配慮するにとどめました。
25	第9条 教育機関等の役割	「食育等」→「道徳、性教育、人間関係」など盛り込んでは?	D	・健康に関する課題として「食育等」とわかりやすい表現としました。
26	第9条 教育機関等の役割	「健康教育を通じて」→教育を受けらない人は、健康になれないのか?と思われる表現ではないか?	D	・教育機関等の役割を示すために、教育機関において健康教育を実施いただいておりますので、このような表現としました。
27	第9条 教育機関等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の規定により、教育機関等は、小中学校や高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園などであると定義されています。 ・「食育等の健康教育」は、NPO法人等により実施されている「こども食堂」においても行われています。また、教育委員会では、各公民館において、食生活改善推進団体による食に関する講座も、生涯学習の一環として、年齢を問わず幅広い世代を対象に開催されています。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・食育については、小中学校や高等学校、大学、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて、市の事業に協力をいただいていることから、今後も継続していきたいと考えていることから、今回、「食育等の健康教育」といたしました。 ・食育については、幅広い世代を対象に実施しており、その点は心身の健康づくりに包括させていただきます。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> ・こうしたことから、「食育等の健康教育を通じた心身とともに健康な身体づくりの推進」は、第2条に規定した教育機関等に限定せず、広く捉えた方が良いと考えます。 ・また、教育機関等においては、食育以外の健康教育についても、様々取り組まれていることから、それらのことが、市民に伝わりやすい表現を工夫されることは如何でしょうか。 		(前頁)
28	第10条 心身の健康づくりの 推進に関する基本的 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市(平塚市)の健康づくり条例における施策の記述と類似しているところが非常に多いと思いますが、本市の計画や各施策の内容との整合を図るなど、その関連性をもう少し意識されて、本市独自の記載内容となるように、検討された方が良いと考えます。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定に際し、全国の市町の条例を参考させていただきました。類似する点もありますが、本市の健康計画と整合を図るなど本市独自の条例と考えています。
29	第10条 心身の健康づくりの 推進に関する基本的 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する記載がありません。 ・この条例の前文においては、「新たな感染症への対策などが課題となっている」と、課題認識されていますが、基本的施策には、感染症対策について、全く位置付けがありません。 ・私たちは、筆舌に尽くしがたい経験をしました。この感染症の恐怖を知り、そして多くのことを学び、その教訓を活かしていくことが必要ですが、新型コロナウイルス感染症について、及び感染症の予防について、全く触れられていません。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策については、市民に御協力いただくことと同時に、自治体の行動が重要であるため、新型インフルエンザ等行動計画として策定予定です。
30	第10条 心身の健康づくりの 推進に関する基本的 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康づくりの推進として、薬物乱用防止の取り組みについての記載がありません。特に、青少年の薬物乱用防止については、法改正(※)を踏まえた周知啓発を含めて、市として取り組むべき課題が多いと思います。 ※「大麻草の栽培の規制に関する法律」「麻薬及び向精神薬取締法」など。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止の取組は、大変重要で、市として取り組む課題が多いと考えております。しかし、健康づくり条例は、市民が自らの健康に关心を持ち、食生活、運動、休養、健診受診など、日常的な生活習慣の改善を通じて、健康寿命の延伸を目指すことを主眼としており、原案のとおりとします。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
31	第10条 心身の健康づくりの 推進に関する基本的 施策	・伊勢原市が、「こども・子育て支援」に力を入れるのであれば、妊娠・出産・産後の健康管理やこどもの健やかな生育のための健診などに関しても、基本的施策の1つに加えては如何でしょうか。	D	・「こども・子育て支援」に力を入れております。妊娠・出産・産後の健康管理やこどもの健やかな生育のための健診についても包括しております。
32	第12条 健康計画の策定	・施策の策定は、計画の策定と一体であるることから、まず始めに「計画の策定」を位置付けた上で、各基本的施策の内容を具体的に示すべきと考えます。 ・市が策定する他の計画においても、同様の構成であることから、この条例の構成においても、同じように、第12条(健康計画の策定)を第10条(心身の健康づくりの推進に関する基本的施策)の前に位置付けた方が、市民に対して、分かりやすい条例の構成となると考えます。	D	・条例の構成ですが、第10条及び第11条において、市が実施していきたい基本的施策を先に掲げ、その上でそれを具体的に推進するための手段として、第12条に「計画の策定」を位置づけているため、条例案の構成としました。
33	(条例の構成につい て)	・なお、市民への分かりやすさという観点で、検討された結果なのかもしれません、健康づくりに関する施策を条例中に示す場合において、同じ健康づくりに関する基本的施策であるにもかかわらず、第10条(心身の健康づくりの推進に関する基本的施策)と第11条(歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策)を分割して示す理由が見当たらないことや、分割することにより、かえって理解しにくくなることから、第10条と第11条は、ひとつの条に統合した方が、適切な条例の構成であると考えます。 ・それぞれ別の計画を策定する予定であるとか、本市の健康づくり施策においては、別の分野であるという考え方を示すことであれば、分割した理由は、一定程度理解されるのかもしれません、結局は、市民にとっては、分かりにくいだけと思われます。また、他市においては、このような条例の構成がないことをみると、非常に特異な例であると思われます。	D	・骨太方針2025においても、国民皆歯科健診が記載されるなど、歯科分野については、今後更に力を入れていく必要があると考えております。そのことを市民にお伝えしやすくするために、第11条を別立てとしております。また、本市の健康計画においても、健康日本21の構成とは異なり、基本方針の1つとして、歯と口腔の健康づくりを立てております。このような理由から、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本施策を第11条として独立させることで、市民の皆様により分かりやすく、その重要性を認識していただけるとともに、本市が歯科分野の健康増進に積極的に取り組む姿勢を示すものとなります。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<p>・健康づくりという観点において、「歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策」について、「心身の健康づくりの推進に関する基本的施策」の中に含めないという条例の構成は、非常に違和感があり、市民に理解されにくいと思います。</p> <p>・この条例案において、「心身の健康づくりの推進に関する基本的施策」とは別に、「歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策」を別の章に位置付けるという独特な方法を採用したのは、どのような理由によるものでしょうか。お尋ねいたします。</p>		(前頁)
34	第12条 健康計画の策定	第12条第1項において、健康づくりに関する計画(以下「健康計画」という。)とされましたら、「健康づくり計画」と省略された方が、計画の趣旨が伝わると思われます。	D	・健康増進法に定めてられている健康増進計画について、本市では、第1期から、健康いせはら21計画との名称としています。このため、その略称と重なるように「健康計画」といたしました。
35	第2章から第4章までの構成について	<p>・第2章から第4章の構成については、次のとおり提案いたします。</p> <p><条例案> 第2章 心身の健康づくりの推進に関する基本的施策 第3章 歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策 第4章 健康づくりの推進に関する計画</p> <p><提案内容> 第2章 健康づくりの推進に関する計画 第3章 心身の健康づくりの推進に関する基本的施策</p> <p>歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策 →削除</p>	D	・構成については、No.32・33のとおり、条例案の構成とさせていただきます。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N O.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
36	第13条 財政上の措置	(経費について)←追記の必要はないか? 計画、実施のための経費は個人または団体持ちなのか?市から出るのか?補助金があるのか?明確にした方が良いのではないか?	D	・健康づくりの推進に関する事業を実施する上で、必要な財源を市が確保することを示しています。
37	第13条 財政上の措置	・地方自治法第222条第1項には、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と規定されています。 ・今回の条例制定により、様々な新規の健康づくり施策が予定されていると思いますが、予算措置を必要とする新たな健康づくりに係る事業を計画されていますか。	D	・新たに、財源を必要とする事業は検討しています。 ・具体的な事業の展開については、今後の予算編成等を通じて組み立てていきます。
38	—	・また、この条例の制定時期は、いつを予定されていますか。	D	・令和8年3月1日は、本市の市制施行55周年という節目の年でもあるため、健康づくりの推進に向けた本市の基本理念を市民の皆様にお示しするためにも、本条例の施行を目指しています。
39	—	障がい者歯科2次診療所について 近隣の市にはあるのに伊勢原市だけ施設がありません。 一般的の歯医者に通えなかったり、治療が難しい知的障がいのある方は沢山いらっしゃると思います。 是非、検討していただきたいです。	D	・市内の障がい者の歯科診療を標榜されていた医療機関の閉院後の現状を課題と認識しております。秦野伊勢原歯科医師会とも共有している課題ですが、今回の御意見も共有させていただきます。
40	—	伊勢原市は現在、伊勢原市健康づくり推進条例を検討しています。 伊勢原市の取り組みとして市民の食育推進、子どもや育児支援、高齢者の保健福祉などがあげられます。 全国的に高齢者人口が増加しており、伊勢原市も例外ではなく令和5年時点で市の人口の27%を占めています。	D	・高齢者の健康増進に対し、セルフケアによる口腔ケアは重要と捉えています。現在、介護予防事業として高齢者が集まるミニサロン等においても、歯科衛生士が同い、セルフケアによる口腔ケアについてお伝えしています。また、ボランティアとして「オーラルフレイル健口指導員」にも、身近な機会での助言等を行っていただいている。

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<p>高齢者の健康維持に着目し、地域全体でセルフケアを推進する働きかけが必要であると感じております。</p> <p>具体的には免疫力を向上、維持するための食事の情報提供や食育、細菌やウイルスから身を守る適切な口腔ケアの指導や推進などがあげられます。</p> <p>市民一人一人が個人単位で取り組むことができるセルフケアを地域で定着させることが健康づくりの重要な基盤になると私は考えます。</p>		(前頁)
41	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、近隣市(厚木市)では、「(仮称)厚木市健康づくり推進条例」について、令和9年4月の条例施行に向けた検討が始まっています。 ・厚木市のホームページで公開されている資料によると、令和7年度上半期は、条例制定方針の検討・作成、関係団体等調整、健康食育推進協議会における制定方針等の報告、下半期には、条例骨子案の検討・作成、健康食育推進協議会における骨子案の審議が予定されています。 ・令和8年度においては、6月までに条例案の作成や健康食育推進協議会における条例案の審議を経て、本市において、現在行われているパブリックコメントの手続きに進むとされています。 ・「(第4次)健康食育あつぎプラン」が、令和8年度中に策定され、令和9年4月から計画期間開始となることから、「(仮称)厚木市健康づくり推進条例」についても、令和9年4月の条例施行が予定されています。 	D	<p>・これまで本市では健康計画に基づき、市民の健康づくりに取り組んできました。本条例は、今後の健康づくり施策の土台となる基本的な理念や方向性を明確にし、本市が一体となって健康づくりを推進していく上で重要なものです。そのため、条例という確固たる土台を早期に確立することが、今後の健康づくり施策推進に必要であると考えております。・また、令和8年3月1日は、本市の市制施行55周年という節目の年でもあるため、健康づくりの推進に向けた本市の基本理念を市民の皆様にお示しするためにも、本条例の施行を目指しております。</p>

伊勢原市健康づくり推進条例(案)への意見と対応方針について

N o.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応方針
		<p>・本市においては、「健康いせはら21(第4期)計画」が、令和6年度から令和10年度であることを踏まえると、「健康いせはら21(第5期)計画」の策定準備に併せて条例制定の準備を進め、令和11年4月の条例施行及び計画期間開始とした方が、「条例」と「計画」の位置付けという観点から、市民の皆さんに御理解と御協力をいただけると思われます。</p> <p>・現在、本市において、パブリックコメント中の「伊勢原市健康づくり推進条例」が、令和7年度及び令和8年度において施行しなければならない特段の理由がないのであれば、市民参加による検討や関係団体等との調整など、もう少し時間をかけた丁寧な制定作業を進めていただけだと有り難いと思います。</p> <p>・新たに制定される条例と新たに策定される計画が、十分効果的に機能して、伊勢原市の健康づくり施策が推進されることを御期待申し上げます。</p>		(前頁)
42	—	後期高齢者になると人間ドック補助が受けられなくなる。少ない収入から自費でドックを継続している。 補助制度を考えて欲しい。	D	・同年代の方でも、その健康状態は様々ですが、後期高齢者の年代の方には、一般的にはかかりつけ医においてのいきいき健診(一般健診)の受診や市で実施しているがん検診(後期高齢者は自己負担なし)をお勧めしております。
43	—	伊勢原駅南口に喫煙所を設けて頂きたいです。南口は喫煙所がありませんので、あちこちで煙草を吸っています。一番悪質なのが、バス乗り場の前のライオンズクラブさんが寄付された長椅子の所です。神奈川中央交通さんも伊勢原市の方も張り紙やテプラで注意書きをしても、承知して吸っています。注意しても吸っています。バス待ちの時、副流煙を吸ってしまいます。足が不自由な年配の男性も注意した事があるそうですが無視して吸っているそうです。吸っている人は、おばあさんやその友人です。今時喫煙所の無い所も珍しいです。歩道の整備も良いですが、喫煙所もお願い致します。	D	・喫煙所の設置の要望については、民間事業所含め関係機関にもお伝えしてまいります。